

山梨県公報

第四百三十号

令和五年

十一月三十日

木曜日

目次

告示

- 道路の区域変更(二件)……………六九五
○道路の供用開始……………六九六
○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………六九六
○建築基準法に基づく道路位置指定……………六九七
○県政功績者……………六九七
○大規模小売店舗を設置する者の変更の届出……………六九八
○大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出……………六九八
○落札者の決定について……………六九九
○基本測量の実施……………六九九
○公共測量の終了……………六九九

告示

山梨県告示第二百八十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から令和五年十二月二十一日まで一般の縦覧に供する。

令和五年十一月三十日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 原浅尾葦崎線
- 道路の区域

区間

旧新 敷地の幅員

延長

の別	(メートル)	(メートル)
北杜市須玉町小尾字赤羽根三二五三番五地 先から	旧 七・五 一八・五	新 三〇〇・〇
北杜市須玉町小尾字向山二四五〇番地先 まで	旧 八・九 二〇・二	新 三〇〇・〇

山梨県告示第二百八十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から令和五年十二月二十一日まで一般の縦覧に供する。

令和五年十一月三十日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 北杜富士見線
- 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
北杜市大泉町西井出字井富六九二四番三 地先から	旧 二二・九 三〇・四	新 八三・六	
北杜市大泉町西井出字井富六九四九番一 地先まで	旧 二二・九 六三・四	新 八三・六	

山梨県告示第二百八十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和五年十二月二十一日まで一般の縦覧

に供する。

令和五年十一月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 河口湖精進線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
南都留郡富士河口湖町大石字二夕町山二六 八九番一地从先から 南都留郡富士河口湖町大石字二夕町山二六 八九番一地从先まで		一〇・一 一二・七	三四・三	二二二・八
	新	一二・一 一九・三		二二二・八

山梨県告示第二百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和五年十二月二十一日まで一般の縦覧に供する。

令和五年十一月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	上野原あきる野線	上野原市桐原字檜橋渡九九三番一地从先から 上野原市桐原字檜橋渡九九二番一地从先まで	三四・三	令和五年十一月三十日

山梨県告示第二百八十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和五年十一月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

急傾斜地崩壊危険区域 また土地の区域	番号	座標
山梨県上野原市秋山字小和田原の区域内の土地のうち、次の十六点から二十八点までを順次結んだ線及び十六点と二十八点を結んだ線に囲まれた土地の区域	原12	
	十六点	北緯三五度三四分三二秒〇九六〇 東経一三九度〇五分四六秒六一六七
	十七点	北緯三五度三四分三二秒一八八三 東経一三九度〇五分四六秒二二三六
	十八点	北緯三五度三四分三二秒八二六三 東経一三九度〇五分四六秒一一三六
	十九点	北緯三五度三四分三二秒八七七五 東経一三九度〇五分四六秒八七二六
	二十点	北緯三五度三四分三三秒〇七九六 東経一三九度〇五分四五秒九一一二
	二十一点	北緯三五度三四分三三秒五五〇四 東経一三九度〇五分四六秒〇〇四六
	二十二点	北緯三五度三四分三三秒六〇一九 東経一三九度〇五分四六秒三〇九一
	二十三点	北緯三五度三四分三三秒六六〇六 東経一三九度〇五分四六秒六五九四
	二十四点	北緯三五度三四分三三秒七〇八〇 東経一三九度〇五分四六秒九〇二九
	二十五点	北緯三五度三四分三三秒五一二〇 東経一三九度〇五分四六秒九四八一

二十六点	北緯三五度三分三秒二六五二 東經一三九度〇五分四六秒九四七〇
二十七点	北緯三五度三分三秒八五九九 東經一三九度〇五分四六秒八六六七
二十八点	北緯三五度三分三秒二二六七 東經一三九度〇五分四六秒六七八一

山梨県告示第二百八十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和五年十一月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和五年十一月二十一日
- 二 指定道路の位置 韮崎市栄一丁目三千二百六十一番四、三千二百六十一番五、三千二百六十二番三及び三千二百六十二番四並びに道及び水
最大五・〇メートル 最小五・〇メートル
- 三 指定道路の幅員 最大五・〇メートル 最小五・〇メートル
- 四 指定道路の延長 二五・三一メートル

公 告

● 県政功績者

山梨県表彰規則（昭和二十七年山梨県規則第十二号）に基づく令和五年度県政功績者は、次のとおりである。

令和五年十一月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

功績分野	氏 名	住 所
特別感謝状	清水 一彦	北杜市
地方自治	棚本 邦由 小林 千尋	大月市 南都留郡西桂町

産業	天野 弥一 池谷 陸雄 伊藤 公夫 河井 淳 倉澤 鶴義 清水 正二 杉本 公文 高村 高義 藤本 明久 三神 貞雄 山本 國臣 渡邊 正志 小泉 久司 廣瀬 正文 若林 一明 白井 久 小河原 正夫 依田 忠紀 渡邊 俊二	南都留郡忍野村 甲府市 中央市 南巨摩郡身延町 南都留郡富士河口湖町 甲斐市 上野原市 南都留郡山中湖村 都留市 西八代郡市川三郷町 中央市 富士吉田市 甲府市 笛吹市 南巨摩郡南部町 都留市 甲府市 甲府市 南都留郡西桂町 南アルプス市 甲府市 笛吹市 山梨市 北杜市 韮崎市 南巨摩郡身延町
----	--	--

教育文化	赤岡 直人	笛吹市
------	-------	-----

スポーツ	依田 武雄	西八代郡市川三郷町
社会福祉	堀口 俊二	甲斐市
保健衛生	大室 正美 田草川 憲男 田邊 譲二 内藤 貴夫 永島 元	南都留郡富士河口湖町 笛吹市 甲斐市 甲斐市 富士吉田市
環境	渡邊 一郎	甲斐市
	石川 美津子 遠藤 武人 窪島 紀人 渡邊 英道 伊東 睦子 (中込 睦子)	甲斐市 静岡県静岡市 笛吹市 富士吉田市 岐阜県大垣市 富士吉田市

● 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和五年十一月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社 代表取締役 西喜多浩 東京都千代田区丸の内一丁目六番五号
- 二 届出の概要
 - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ユニクロ甲斐アルプス通り店 山梨県甲斐市西八幡字東冷間千四百三十四番一外
 - 2 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあつては代表者の氏名

変更前	三菱HCキャピタルプロパティ株式会社 代表取締役 西喜多浩 東京都千代田区丸の内一丁目六番五号	変更後	三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社 代表取締役 西喜多浩 東京都千代田区丸の内一丁目六番五号
-----	---	-----	--

- 3 変更の年月日 令和五年十月一日
- 届出年月日 令和五年十月三十一日
- 縦覧場所 山梨県甲斐市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 縦覧期間 この公告の日から令和六年四月一日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和五年十一月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社ベイシア
- 二 届出の概要
 - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ベイシア山梨店 山梨県山梨市落合字塚田五百六十九番地外
 - 2 変更した事項
 - (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社ベイシア 代表取締役 橋本浩英	変更後	株式会社ベイシア 代表取締役 相木孝仁
-----	------------------------	-----	------------------------

群馬県前橋市亀里町九百番地

群馬県前橋市亀里町九百番地

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ベイシア 代表取締役 橋本浩英 群馬県前橋市亀里町九百番地	株式会社ベイシア 代表取締役 相木孝仁 群馬県前橋市亀里町九百番地 外二者

3 変更の年月日 平成二十九年三月十八日

三 届出年月日 令和五年十一月七日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和六年四月一日まで

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和五年十一月三十日

山梨県立産業技術短期大学校事務局長 下 條 勝

一 落札に係る物品等の名称及び数量

(一) 名称 塩山キャンパス生産技術科CAD/CAMシステム

(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地

(一) 名称 山梨県立産業技術短期大学校

(二) 所在地 山梨県甲州市塩山上於曾千三百八番地

三 落札者を決定した日 令和五年十月二十五日

四 落札者の氏名又は名称及び住所

(一) 名称 株式会社テクスパイア

(二) 住所 東京都千代田区麹町三丁目三番八号麹町センタープレイス四階

五 落札金額 二千六百八十万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和五年九月十一日

● 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

令和五年十一月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 測量の種類 基本測量(数値地図25000(土地条件)の作成)

二 測量の地域 富士吉田市、都留市、大月市、上野原市並びに南都留郡西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村及び富士河口湖町の一部

三 測量の期間 令和五年十二月一日から令和六年三月三十一日まで

● 公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により北杜市から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十一月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 測量の種類 公共測量(空中写真撮影)

二 測量の地域 北杜市全域

三 測量の期間 令和五年四月十日から令和五年十月三十一日まで

発行者

山梨県

甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番